

鹿島市監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和7年4月21日付けで提出された「鹿島市職員措置請求書」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年6月19日

鹿島市監査委員 村田敏樹

鹿島市監査委員 山口孝

(別紙)

決 定 書

第1 請求人
(省略)

第2 請求書の提出日
令和7年4月21日

第3 請求の要旨
請求書に記載された内容は次のとおりである。(一部補正後のものに変更したほかは、ほぼ原文のまま。)

1. 違反の具体的な行為

「令和6年度鹿島市生涯学習センター外壁清掃業務委託」の契約締結にかかる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

第2条第5項第3号

「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。」の規定により、落札業者、株式会社Aの落札率 100.00%は同法違反の疑いがある。

(1) 入札談合等を行うことが容易となる情報

鹿島市内に清掃業者は3者あるにも関わらず、株式会社A 1社のみを外壁清掃業務見積書作成を依頼した事実は、令和6年4月23日付株式会社Aから市長あてに「外壁清掃業務委託」として消費税及び地方消費税10%を含め総合計9,499,913円が計上提出されている。

それを元にして市では予定価格を総合計から87,999円を引き9,411,914円としている。

その予定価格も9,411,914円と株式会社Aの落札額9,411,914円が全く同一金額である。

このことから入札談合等を行うことが容易となる情報に該当するおそれがある。

他の2者は見積書作成を市から依頼されていない。

(2) 秘密として管理されているもの。

予定価格は業務委託で非公表であり秘密として管理されている。

(3) 特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

株式会社A1 社のみの外壁清掃業務委託見積書作成を依頼した行為は、特定の者に対して教示した行為に該当するおそれがある。

通常は複数の見積書を作成して、市は予定価格を決定しなければならない。

2. 鹿島市への損害

(1) 通常の落札率を95%と仮定すれば予定価格9,411,914円の95%は8,941,318円で470,596円の損害を市に与えている。

(2) 上記法律の違反であれば、入札契約が無効であり市の損害額は9,411,914円となる。

3. 法令違反の疑いがある財務会計上の行為についての措置要求

監査委員の役割

市の財務や事務の執行、または経営に関する事業の管理について、法令などに適合して正確に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかといった観点から監査、検査および審査を行い、その結果の報告や公表などにより、市の行政運営の健全性と透明性を確保することにある。

(1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

第2条第5項第3号

を根拠法令とし、落札業者 株式会社Aへの聞き取り審査。

起案用紙、起案 令和6年6月18日、決裁 令和6年6月24日の決裁者全員への聞き取り審査等の監査を実施し法令等に適合しているか、市の行政運営の健全性と透明性を確保してもらいたい。

(2) 今回の住民監査請求結果の住民への広報

第4 証拠書類（事実証明書）

- ・ 令和6年4月23日付け株式会社A見積書の写し
- ・ 事前承認何の写し
- ・ 鹿島市入札者指名審査調書の写し
- ・ 予定価格調書の写し

- ・契約締結について（伺い）起案用紙の写し
- ・落札決定通知書の写し
- ・令和2年度鹿島市主要施策の成果説明書 令和2年度契約金額 500万円以上の事業一覧【一般会計】の写し
- ・令和3年度鹿島市主要施策の成果説明書 令和3年度契約金額 500万円以上の事業一覧【一般会計】の写し
- ・令和4年度鹿島市主要施策の成果説明書 令和4年度契約金額 500万円以上の事業一覧【一般会計】の写し
- ・令和5年度鹿島市主要施策の成果説明書 令和5年度契約金額 500万円以上の事業一覧【一般会計】の写し
- ・鹿島市入札者指名等審査委員会規程
- ・鹿島市業務入札心得

第5 請求の受理

本件請求については、令和7年4月21日に受け付け、請求書の要件審査において一部補正の提出を求めた結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年5月13日付けで受理した。

第6 監査の実施

1. 監査対象事項

本件の契約に至るまでの経緯、予定価格の設定根拠、入札手続及びその適正性、情報漏洩及び職員の関与の有無等について、当該契約が関係法令等に適合しているか否かを監査の対象とした。

2. 監査対象部署

政策総務部財政課、教育委員会生涯学習課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定により、令和7年5月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人の陳述内容は、請求者の請求内容のとおりであり、新たな証拠の提出もなかった。

4. 監査対象部署、関係職員及び落札業者への確認等

法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部署に対して、令和7年5月13日付で関係資料の提出を求めるとともに、令和7年6月3日に関係職員の陳述を聴取した。請求人は、本契約に係る決裁者全員への聴取を求めている

が、市長や副市長は、実務に直接関与していないことから、監査における事実関係の把握及び調査の実効性を考慮し、聴取対象は当該業務の実務を所管する担当部長までとした。なお、市長及び副市長には関係部署から本件に関する報告がなされていることを聞き取りにより確認した。

また、落札業者である株式会社Aに対しても、事実確認のため文書による照会を実施し、令和7年5月20日付書面にて回答を得た。

第7 監査の結果

本件の請求については、合議により次のように決定した。

当該入札に関しては、入札談合等を行うことが容易となる情報の漏洩があったとは認められず、法令に違反しているとはいえないため、請求人の主張に理由がないものと判断し、本件措置請求はこれを棄却する。

請求人の主張、監査対象部署の説明及び調査結果を踏まえ、その理由を以下に述べる。

1. 請求人の主張

(1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反について

鹿島市が令和6年度に契約締結した「鹿島市生涯学習センター外壁清掃業務委託」について、落札業者である株式会社Aの落札率が100.00%であることから、同契約にかかる手続が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第2条第5項第3号に違反する疑いがあり、違反している場合は市に財政的な損害が発生する。そのため、当該行為が法令等に適合しているか、決裁者全員及び落札業者への聞き取り審査等の監査を実施し、市の行政運営の健全性と透明性を確保してもらいたい。また当該住民監査請求の住民への広報を求める。法令違反の疑いがあると主張する具体的な理由は以下のとおりである。

- ① 鹿島市内に清掃業者は3者あるにもかかわらず、外壁清掃業務の予定価格を算定するための参考見積り作成を株式会社A 1者のみに依頼した。通常は複数者から参考見積りを徴収したうえで予定価格を設定すべきである。
- ② 株式会社Aが提出した見積金額9,499,913円に対し、市はその金

額から 87,999 円を差し引いた 9,411,914 円を予定価格としている。

非公表であり、秘密として管理されているべき予定価格と同額で当該業者が落札している。

- ③ 上記の参考見積り依頼の方法及び予定価格と同額で落札したことは、特定の事業者に対する情報の教示または示唆に該当するおそれがある。

(2) 鹿島市への損害について

入札談合等関与行為防止法違反の疑いがある契約により、財政的な損害が生じている。

具体的には以下のとおりである。

- ① 通常の落札率を 95%と仮定すれば、予定価格 9,411,914 円の 95% は 8,941,318 円で 470,596 円の損害を市に与えている。
- ② 入札談合等関与行為防止法の違反であれば、入札契約が無効であり、市の損害額は 9,411,914 円となる。

2. 監査対象部署の説明

本件契約に関する一連の対応について、予定価格の情報が業者に漏洩した事実はなく、また予定価格の算定過程においても、意図的に特定業者を利する目的や不正な働きかけは一切なかったことから、入札談合等関与行為防止法等に違反する事実はないと考える。

なお、具体的な説明は以下のとおりである。

- (1) 生涯学習課が入札にかかる設計図書（以下「設計図書」という。）を作成する際、株式会社 A 1 者のみに参考見積りの作成を依頼したことについては、令和元年 11 月 12 日付の「鹿島市物品役務等の見積徴収適正執行のための指針」（以下「見積徴収指針」という。）により複数の業者から参考見積りを徴収すべきであった。しかしながら、この業務に携わった課内の職員の全てが見積徴収指針の存在を認識しておらず、その内容の共有もなされないまま事務手続きが進められた。その結果、鹿島市生涯学習センターの指定管理者が館内の清掃業務を委託していた同社のみ参考見積りを依頼することとなった。

- (2) 生涯学習課は、株式会社 A から徴収した参考見積書をもとに設計図書を

作成している。参考見積書の明細内訳を検算した際に、80,000円(税抜)の積算誤りが確認されたため、見積業者に積算誤りについて確認を行ったうえで、80,000円(税抜)を除いた形で設計図書を作成している。なお、生涯学習課は、当該参考見積書は設計図書作成の参考資料であるため、修正後の参考見積書を徴収する必要までではないと判断した。

- (3) 財政課は、生涯学習課が作成した設計図書に基づき、市長の記名による予定価格調書を作成したが、本来であれば見積徴収指針に基づき、予定価格の100円未満の端数を切り上げる処理を行う必要があった。しかしながら、生涯学習課においては、当該処理を行う必要があること自体を認識しておらず、設計図書の金額に端数処理を行わなかった。財政課においても、予定価格調書作成時に端数処理の必要性を失念していたため、結果として設計図書と同一の金額で予定価格調書を作成することとなった。
- (4) 財政課はこれまで、発注課が作成する設計図書は、見積徴収指針をはじめとする各種法令や規則に基づいて作成されているものと認識していた。そのため、入札に必要な情報のみを確認し、設計内容の詳細までは確認していなかった。この結果、参考見積り徴収が見積徴収指針どおりになされているかの確認も行っていなかった。
- (5) 入札事務を行う財政課は、予定価格調書を作成後、封入封緘のうえ、入札会実施まで鍵のかかるキャビネット内で保管しており、財政課職員が事業者と接する機会はなく、情報が外部に漏れることはない。
- (6) 本件について、1者からの参考見積書をもとに設計図書を作成しているが、複数者の参考見積書を元に設計図書を作成したかどうか、また、どのような手順で設計図書を作成したのかは、相手事業者は知り得る情報ではなく、生涯学習課から示唆したり伝えたりした事実も無い。
- (7) 参考見積りを1者からのみ徴収し、その内容を基に設計図書を作成したうえで、見積徴収指針に定められた端数処理を行わずに予定価格を設定したことが、結果として特定の業者に対する情報提供や示唆と受け取られる懸念を生じさせた。このことは、当該部署の見積徴収指針の確認不足により生じた事務処理の不備であり、故意によるものではない。
- (8) 見積徴収指針では、参考見積りを徴収する際は複数の業者を選定するこ

ととされているが、地方自治法及び同施行令には、予定価格の設定方法に関する具体的な定めはなく、鹿島市財務規則第 118 条第 3 項においても、予定価格は実例価格や数量、期間などを基に適正に算定して定める旨が記載されているのみである。このため財政課は、今回の案件が法令等に抵触するとは考えていない。

3. 調査結果

(1) 契約に至るまでの経緯

本件請求に関する契約について、以下の内容について確認した。

<業務名>

鹿島市生涯学習センター外壁清掃業務委託

<参考見積り徴収>

令和 6 年 4 月 23 日

<事前承認伺い>

令和 6 年 5 月 8 日 起案 令和 6 年 5 月 14 日 決裁

<指名審査委員会>

令和 6 年 5 月 23 日 審議 指名業者 3 者

<入札実施>

令和 6 年 6 月 18 日

<契約>

令和 6 年 6 月 24 日

(2) 予定価格の算定について

生涯学習課は設計図書を作成するにあたり、参考見積りを株式会社 A の 1 者からのみ徴収していた。このことは、見積徴収指針に基づかないものであるが、この業務に携わった課内の職員の全てが見積徴収指針の存在を認識しておらず、その内容の共有もなされないまま事務手続きが進められたことが要因である。

また、株式会社 A から提出された参考見積書において、見積内訳書の合計金額と見積書表紙の総合計金額に差異があったため、生涯学習課担当者が問い合わせを行った結果、業者側の算定誤りが判明し、生涯学習課と業者との間で修正後の正しい金額を確認した。ただし、生涯学習課は当該参考見積書を設計図書作成のための参考資料であるとの判断から、修正後の参考見積書の再提出までは求めなかった。

さらに、見積徴収指針には予定価格を設定する際には 100 円未満を切り上げることとされているが、今回の予定価格調書を作成する際に、その処理がなされていなかった。

このような経緯により、結果として予定価格と落札価格が1円単位まで一致することとなったが、これは参考見積りの単一性及び積算の不備に起因するものであり、予定価格を業者へ意図的に教示した事実や、参考見積り徴収が1者のみであることを生涯学習課担当者が業者へ伝えていた事実は確認されなかった。なお、この事実関係については、株式会社Aに対しても文書による照会を行い、同じ内容であることを確認している。

(3) 入札手続き及びその適正性について

当該契約に係る入札手続きは、鹿島市財務規則及び入札・契約制度マニュアル等に基づき、所定の手続に従って適正に執行されていた。入札業務を担当した財政課は、生涯学習課からの依頼を受けて指名競争入札を実施しており、手続そのものに違法性は認められなかった。

しかし、見積徴収指針の内容は把握していたものの、今回の案件では、予定価格調書を作成する際の端数処理を失念していた。

また、財政課では参考見積り徴収が見積徴収指針に基づいて適切に行われているかどうかの確認については、生涯学習課の責任で実施すべきものと認識していたため、複数者の参考見積りが徴収されていたかまでは確認していなかった。

(4) 情報漏洩及び職員の関与の有無について

設計図書の作成を担当した生涯学習課及び入札手続きを実施した財政課に対して聴取を行うとともに、落札業者である株式会社Aにも文書による照会を行い、回答を得た。その結果、いずれの関係者からも、職員による入札談合等を行うことが容易となる情報の漏洩があったことは認められず、職員の関与を立証する具体的な事実は確認されなかった。

4. 監査委員の判断及び理由

本件契約に関し、予定価格の算定及び入札手続に関する一連の事務手続について、関係書類の確認に加え、関係職員への聴取や落札業者への文書照会を実施し、事実関係を確認した。

その結果、予定価格の算定方法及び入札手続に関して、一部において見積徴収指針に基づかない対応が認められたが、これらの行為については地方自治法等の法令に違反するような事実は確認されなかった。

設計図書の作成に用いた参考見積りが1者からのみ徴収されたことについては、関係部署から提出された資料により確認できたが、そのこと自体が地方自治法等の法令に違反しているとは認められなかった。加えて、落札業

者に対する文書照会の回答からは、当該業者が自社以外の業者から参考見積りが徴収されていなかったことを認識していなかったことも確認され、これらの事実を総合的に勘案すると、1者からの参考見積り徴収が「入札談合等を行うことが容易となる情報」に該当するとまではいえないとの判断に至った。しかしながら、生涯学習課が行った参考見積りの徴収方法のチェックを財政課が行っていなかったことも今回の事態を招いた要因であることから、結果として書類の確認体制が不十分だったといえる。

また、予定価格と落札価格が1円単位まで完全に一致していることについては、参考見積りを提出した業者が適正な入札手続を経て落札したものであり、これをもって直ちに「入札談合等を行うことが容易となる情報」の提供があったとは認められない。ただし、財政課においては、生涯学習課が見積徴収指針に基づき予定価格の端数調整を行ったかどうか確認すべきであった。さらに、参考見積りから87,999円（税込）を減額した金額が予定価格となり、その金額で落札されたことについても、生涯学習課が参考見積書の計算誤りの可能性があったため業者へ確認した結果に基づくものであり、予定価格等の情報が漏洩したと認めるには至らなかった。

以上のとおり、請求人が主張するような違法行為や不法行為は確認されず、これを前提とした市の損害の発生についても、その根拠となる事実が認められないことから、本件住民監査請求には理由がないものと判断した。

第8 意見

監査結果は、以上のとおりであるが、本件に関して次のとおり意見を述べる。

本件契約において、予定価格と落札価格が1円単位まで一致したことは、結果的に市民に対して情報漏洩や不適切な契約手続きへの疑念を抱かせるものであり、行政への信頼を損なう事態となったことは否めない。

今回の要因は、設計図書作成のための参考見積りを1者しか徴収していなかったこと（請求人は通常は複数から参考見積りを徴収すると主張している。）、また、予定価格調書において端数処理（100円未満の切り上げ）を行っていなかったことに起因しており、いずれも見積徴収指針に定められた手続に従っていなかったことによる事務処理上の不備であった。

これらの不備は、参考見積り徴収及び予定価格設定に関する見積徴収指針の内容について、関係部署における認識の不足及び確認体制が確立されていなかったことによるものであり、結果として予定価格の算定や手続の適正性について疑念を招くこととなった。

予定価格の算定にあたっては、複数の参考見積りの徴収を義務付ける規定は、地方自治法その他の法令には定められておらず、予定価格の設定方法や基準等を地方公共団体の規則で定めることはさしつかえないこととされて

いる（昭和 38 年 12 月 19 日付け自治省行政課長通知）。また、鹿島市財務規則第 118 条第 3 項においても、予定価格は「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に算定し、その総額をもって定めなければならない。」とされており、今回の事務処理が直ちに法令等に違反していたとまではいえない。

しかしながら、結果として市民に対し不信を招く事態となったことは重く受け止める必要があり、関係部署においては、契約当時の生涯学習課長が陳述時に見積徴収指針の認識不足について反省の意を示している。また、財政課では、今回の件を踏まえ、今後は複数業者からの参考見積り徴収がなされているか確認を行う必要があると認識しており、対応していきたいと考えている。

今後については、全庁的に各種通知等の周知徹底及び実施状況の確認を含めた事務処理の在り方を見直すことが求められる。再発防止に向け、職員研修等を通じ事務処理能力を向上させ、信頼性の高い行政運営に努められたい。